

政策 III-1-(2)-①

1. 政策及び16年度重点施策等

| | |
|----------|-----------------------------|
| 政策 | 証券決済システムの改革 |
| 16年度重点施策 | 株式振替制度に係る政令・府令の整備 |
| 参考指標 | 証券決済システムの改革に向けた関係政令・府令の整備状況 |

2. 政策の目標等

| | |
|------|----------------------------|
| 法定任務 | 円滑な金融等 |
| 基本目標 | 我が国金融が金融環境の変化に適切に対応できていること |
| 重点目標 | 金融インフラがIT化等に対応したものとなっていること |

3. 政策の内容

金融庁においては、平成12年6月の金融審議会答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」において立法化に向けた検討の必要性が指摘されて以来、証券決済システムの改革を図る法令整備を行ってきています。今年度においても引き続き所要の法令整備に取り組むとともに、円滑な証券決済制度の稼動・運営が図られるよう対応することとしました。

4. 現状分析及び外部要因

証券決済システムの改革については、12年6月の金融審議会答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」において、我が国の証券決済システムを抜本的に改革し、その安全性・効率性を向上させることが必要との認識のもと、「統一的な証券決済法制や無券面化を可能とする法制等の整備を図るため、金融行政当局においては、立法化に必要な検討を早急に進めるべきである」と施策の必要性についての指摘がなされています。

また、同審議会の証券決済システム改革ワーキンググループの報告書「21世紀に向けた証券決済改革について」において「統一的な証券決済法制の整備については、先に述べたとおり、既存の制度からの円滑な移行に配慮しつつ、関連する諸制度との関係を整理しながら、可能な方式・有価証券から法制整備を行っていくことが適当であると考えられる」と施策の進め方について提言が行われています。

証券決済システムは証券市場の国際競争力を左右する制度的基盤であり、証券取引のグローバル化の下で、この証券決済システムをより安全で効率性の高いものに改革していくことが重要であり、金融庁は、16年度までに以下のことを実施しました。

まず、法務省をはじめとする関係省庁や市場関係者とともに証券決済システムの改革に取り組み、13年6月には「短期社債等の振替に関する法律」（新規立法）及び「株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律」（ともに法務省と共管）によりコマーシャルペーパー（CP）^{※1}ペーパーレス化及びCPに係る振替制度の創設と、保管振替機関を株式会社形態に変更する法整備を行いました。

更に、14年6月には「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」（法務省・財務省と共管）により、券面を必要としない統一的な証券決済法制の対象をCPから社債、国債等へ拡大した社債等振替制度の整備や、安全かつ効率的な決済を行うためにより有効な清算を可能とする清算機関制度の創設など、決済の迅速化・確実化をはじめとする証券市場の整備のための所要の法整備を行いました。それとともに、政令・府令の整備及び関連税制の整備を実現したほか、実務面においても必要な対応を行うなど、証券決済制度の円滑な実施を図るため、所要の整備等を行いました。

加えて、これらの法整備に留まることなく、16年6月には、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（法務省と共管。以下「株式等決済合理化法」という。）により、会社が定款で株券を発行しない旨の定めをすることにより株券を発行しないことが可能となる株券不発行制度の整備を図るとともに、現行の「株券等の保管及び振替に関する法律」に基づく株券保管振替制度に代わる新たな制度として、社債や国債等と同様の安全で効率的な振替制度を整備したほか、投資法人が発行する投資口その他の有価証券に表示されるべき権利についても新たに振替制度の対象に加える等、ほぼ全ての有価証券の種類をまたがる統一的な証券決済法制が完成しました。

5. 事務運営についての報告及び評価

（1）事務運営についての報告

① 株券不発行制度に係る政令・府令整備

株式等決済合理化法の成立を受け、同法のうち、株券不発行制度に係る政令・府令を整備しました（16年9月8日）。また、株式等決済合理化法のうち、株券府発行に係る部分の施行期日を定めるため、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行期日を定める政令」をも同時に公布し、施行期日を16年10月1日としました。

② 株式等の振替制度に係る政令・府令の整備に向けた準備作業

株式等決済合理化法のうち、株式等の振替制度に係る政令・府令については、整備に向けた作業を進めました。

具体的には、当該政令・府令で制定すべき事項のうち関係者間で検討を要する

^{※1} コマーシャルペーパー（CP）とは、企業が公開市場で割引形式で発行する無担保の約束手形のこと

ものについて、16年8月に法務省や総務省等の関係省庁及び発行会社や振替機関、口座管理機関といった市場関係者との間で、平均月1～2回のペースで協議を行いました。

③ 振替制度の稼働開始に向けた業務規程の審査及び市場関係者との連携

株式等決済合理化法が公布され、21年6月までに上場会社の株券がペーパーレス化され、振替制度の稼働が開始することが決まりましたが、これを受けて、法務省や市場関係者とともにパンフレットを作成・配布するとともに、テレビ、ラジオのほか、雑誌にも寄稿するなど、メディアを積極的に活用し、一般投資家に広く周知することに努めました。

社債、地方債等の振替制度である一般債振替制度が18年1月から稼働を開始する予定となっていますが、現在、振替機関を中心とした市場関係者間において、システム構築及び事務フローの見直しのための協議が開催されています。金融庁は、同協議を注視しつつ、法令に関わるものについての相談に対して適宜助言・回答をする等、市場関係者と密接に連携をとりながら、振替制度が予定どおりに稼働を開始するよう努めました。併せて、同制度の稼働に伴う振替機関の業務規程の変更について、17年6月に認可しました。

また、投資信託の受益権の振替制度である投信振替制度が当初の予定どおり19年1月から稼働を開始するよう、一般債振替制度と同様に、官民一体となった取り組みを行いました。

更に、17年5月からの(株)日本国債清算機関の稼働の開始に向けて、同年3月に同社より有価証券債務引受業に係る免許申請が提出されましたが、審査の結果、最終的に有価証券債務引受業を適性かつ確実に遂行するに足るものと認め、同年4月、これを免許しました。

(2) 評価

前述(1)のとおり、16事務年度は、前事務年度に株式等決済合理化法が制定されたことを受け、株券不発行制度に関する関係政令・府令を整備するとともに、株式等の振替制度に関する関係政省令についても、17年12月の原案公表に向けた作業を進めるなど、一連の証券決済システム改革のうち法令面での対応は終盤を迎えています。

また、政府による法令面の整備に伴い、民間においても①日本国債清算機関への免許付与及び稼働開始(免許付与は17年4月7日、稼働開始は5月2日)、②ほふりクリアリング(証券保管振替機構の一般振替^{※2}に係る清算機関)の稼働開始(16年5月17日)、③日本銀行における新制度に基づく国債振替決済制度への移行(15

^{※2} 一般振替とは、証券保管振替機構に預託された有価証券に関する口座振替のうち、取引所有価証券市場取引及び店頭売買有価証券市場取引の決済に係る口座振替を除いたものをいう。

年1月27日稼働開始。稼働開始後は全て新制度に基づいて国債が発行されている。また、稼働開始までに発行されていた国債についても99%以上が新制度へ移行済)、④証券保管振替機構における新制度に基づくペーパーレスCP(短期社債)の振替制度の実務面での対応がなされた(15年3月31日稼働開始)ことにより、利用が拡大した(銘柄数:257(16年3月)→1,314(17年3月)、金額:1,784,000百万円(16年3月)→13,614,086百万円(17年3月))ほか、⑤一般債振替制度に関する業務規程の変更について認可したことで、18年1月からの同制度の稼働開始がほぼ確実になるなど、新制度に基づく清算機関の立ち上げや振替制度の利用拡大により、現行システムから新しいシステムへのスムーズな移行が行われてきています。以上のことから、着実に証券決済システム改革の成果が上がっているものと考えています。

6. 今後の課題

証券市場の国際競争力の維持・向上のために、今後も引き続き現行のシステムから新しいシステムへの移行に向けた取組みを進めることが必要です。

具体的には、株式等の振替制度に関する関係政令・府令の原案を作成し、公表することが必要です。

また、政府における法制整備とあわせて、幅広い市場関係者が結集し、決済期間の短縮化及び市場慣行、事務処理フロー等の見直しについて検討を行い、投資家に対して新たな決済制度の周知を行う等、主体的かつ積極的に改革を推進していくことが不可欠です。

更に、今後、21年6月までに稼働する株式等の振替制度のシステムの構築や事務フローの見直しに関する実務者間協議が本格化しますが、引き続き法務省や総務省等の関係省庁や市場関係者と緊密な連携を図るよう努める必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組み(「証券市場の改革プログラム」等を踏まえ、統一的証券決済法制の完成に向けて、法令面の整備や新制度へのスムーズな移行を促す施策)を進めていく必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記(政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等)

[政策効果把握方法]

政策効果は、証券決済システム改革に関する法制度の実施状況及び実務面での進展状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 規定の整備及び実施状況
- ・ 整備に係る法令に基づく証券決済制度の稼動状況
- ・ 業務規程変更の認可に係る審査状況

10. 担当部局

総務企画局市場課